



大蔵省印刷局発行

省 令

○農林水産省令第一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成八年二月五日

農林水産大臣 大原 一三

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の一の項植物欄中「ただし、」を削り、「アルメリア種、エンペラー種、トムソンシードレス種、ブラックシードレス種、フレイムシードレス種、リベール種、ルビーシードレス種、レッドグロブ種及びレッドシードレス種のぶどう並びにハイワード種のキウイフルーツ」を「生果実」に改め、同表の十四の項植物欄中「いねわら(かます、むしろその他これに準ずる加工品を含む。)」を「いねわら(かます、むしろその他これに準ずる加工品(中華人民共和国から発着され、他の地域を経由しないで輸入される豊床であつて農林水産大臣の定める基準に適合しているものを除く。))を含む。」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。